

資料－10 災害時における物資の供給に関する協定（生活協同組合コープこうべ）

たつの市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、たつの市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議の上、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議の上、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、たつの市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時の体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲及び乙協議の上、別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 18 年 7 月 14 日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を所持する。

平成 18 年 7 月 14 日

(甲) たつの市龍野町富永 1005 番地 1
た つ の 市
たつの市長 西田 正貝

(乙) 神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 19 号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 浅田 克巳

別表第 1 (第 4 条関係)

生活物資

容器入り飲料水、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、育児用粉ミルク、インスタント食品、レトルト食品、魚肉缶詰、ハム、台所用・洗濯用洗剤、せっけん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙おむつ、生理用品、マスク、ガムテープ、飲料用ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ、蚊取り線香、肌着、靴下、軍手、毛布、ジャージ、食用消耗品、ラップ、哺乳瓶、鍋、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ローソク、カセットガスコンロ、カセットガスボンベ
以上 44 品目

別表第 2 (第 6 条関係)

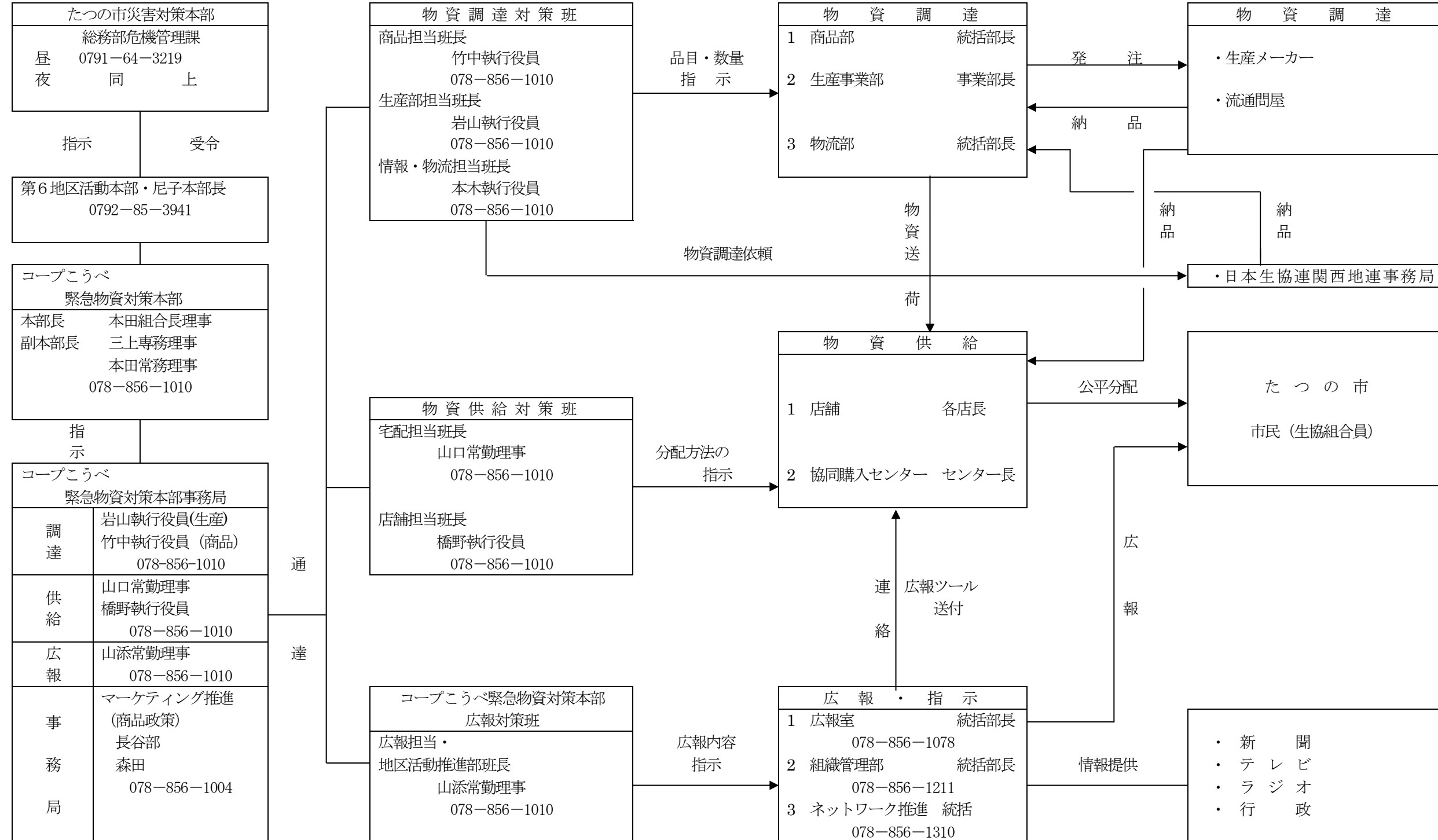
エリア事業所一覧

平成 27 年 3 月 1 日現在

事業所名	電話	郵便番号	住所	ファックス	備考
第 6 地区活動本部	079-285-3941	670-0940	姫路市三左衛門堀西の町 67	079-285-4328	
コープ龍野	0791-62-0015	679-4121	たつの市龍野町島田 10 番地の 1	0791-62-4192	
協同購入センター西播磨	0791-66-2270	679-4017	たつの市揖西町土師 1-1	0791-66-2378	
コープ上郡	0791-52-1214	678-1241	赤穂郡上郡町山野里 2281 番地 2	0791-52-3605	
コープデイズ相生	0791-27-2295	678-0031	相生市旭 3 丁目 7 番 6 号	0791-23-3454	
コープミニ相生東	0791-22-1920	678-0021	相生市赤坂 1 丁目 4 番 32 号	0791-22-3036	
コープ姫路田寺	079-293-9600	670-0086	姫路市田寺 3 丁目 3 番 11 号	079-293-9618	

コープこうべ緊急物資対策本部は、その目的と義務を迅速かつ正確に果たすために、緊急時の物資と情報の経路を次の通りとする。

<緊急指令発令>



緊急時における生活物資確保に関する覚書

たつの市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成10年12月1日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲及び乙協議の上、定めるものとし、甲が当該場所において乙の提出する緊急物資調達確認書（様式第2号）により確認の上、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（改正及び廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成18年7月14日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年7月14日

(甲) たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長 西田 正則

(乙) 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 浅田 克己

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

生活協同組合コープこうべ
組合長理事 浅田 克己 様

たつの市龍野町富永 1005 番地 1
たつの市長 西田 正則

出 荷 要 請 書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第7条第1項の規定に基づき、
次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

様式第 2 号 (第 3 条関係)

緊急物資調達確認書

行政担当者
コープこうべ担当者

印
印

日時	納入先	担当者	商品名	規格	数量	単価	金額	納品日	調達依頼先	担当者